

外国で取得した運転免許証を

日本の免許証に切り替え申請する方へ

切り替えできる条件

- ① 取得している外国の免許証が有効期間内であること。
- ② 外国の運転免許証を取得した日から、通算して3ヶ月以上その国に滞在したことが証明できること。

予 備 審 査

切り替え申請をされる方は、申請前に下記書類のコピー等（白黒可）を郵送等により提出してください。

予備審査終了後、書類審査の日程についてご連絡いたします。

郵送先：〒994-0068 山形県天童市大字高掬1300 山形県総合交通安全センター試験係」宛

予備審査のため提出していただくコピー等の書類

- ① 外国の運転免許証（表裏両面）
- ② 外国の免許取得後、通算して3ヶ月以上その国に滞在していることを証明できる書類
例：パスポート（交付日や出入国のスタンプ）、出入国証明、大学の在学証明等
- ③ パスポートに添付されている指定書（該当者のみ）
- ④ 住民票抄本
・日本国籍の方は本籍地記載のもの。（国外転出者の場合は、戸籍謄本及び住所を確認できる書類）
・外国籍の方は国籍、滞在者区分、在留資格、在留期間記載のもの。
・住所は山形県内であること。
- ⑤ 外国籍の方は在留カード
- ⑥ 外国免許を日本語に翻訳したもの（下記のいずれかの機関で作成した翻訳文）
・大使館、領事館
・日本自動車連盟（JAF）
・ジップラス株式会社
・訪日運転者支援協会（ALADDIN）
・台湾日本関係協会（台湾免許）
・ドイツ自動車連盟（ドイツ免許）
- ⑦ その他証明書
・中国免許から切り替えの方は、中華人民共和国発行の「居民身份证」
・フィリピン免許から切り替えの方は、「オフィシャルレシート」
・パキスタン免許からの切り替えの方は、大使館発行の「免許証明書」
・免許取得年月日が不明の場合は証明書等（例：運転経歴証明書）
- ⑧ 連絡先等を記載したメモ（予備審査終了後、日中連絡ができる電話番号等を記載）

書 類 審 査

※予備審査終了後、指定した日程で実施します。

書類審査のため必要となる書類

- ① 予備審査で送付していただいた書類の原本
 - ② 予備審査終了後、別に指定した書類
 - ③ 申請用写真 縦3cm×横2.4cm
 - ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート等）
 - ⑤ 試験手数料 普通免許の場合：2,500円、二輪免許の場合：2,800円
 - ⑥ 交付手数料 免許証のみ 2,350円 マイナ免許証のみ 1,550円 両方 2,450円
・マイナ免許証を希望する方は、署名用電子証明書提出用暗証番号6～16桁必要
- 日本語の理解、会話ができない場合は、通訳者等の同伴が必要です。

知 識 確 認

※免除される国及び地域は裏面記載

- ① 書類審査終了後、指定した日程で実施します。
- ② 30分で50問の文章問題（21か国語）で、45問以上正解で合格となります。

技 能 確 認

※免除される国及び地域は裏面記載

- ① 知識確認合格後、指定した日程で実施します。
- ② 県総合交通安全センター技能試験コースで実施

交 付 手 続 き

免許証は審査合格日に交付されません。

後日、来庁していただき写真撮影等を実施後、免許証が交付されます。

お問い合わせ・予約先

- ① 電話番号：023(655)2150（平日午前9時～午後5時の間）
- ② 自動音声ガイダンスにより、ダイヤル「1」を選択してください。
- ③ 再受験（知識確認・技能確認）は事前予約できます。

2025.10.1

知識確認・技能確認の免除される国及び地域

◇知識確認と技能確認の両方が免除される国(地域)

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国(オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る)、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、フィンランド、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾 の29ヶ国等

◇技能確認のみ免除される国(地域) ～知識確認のみ実施

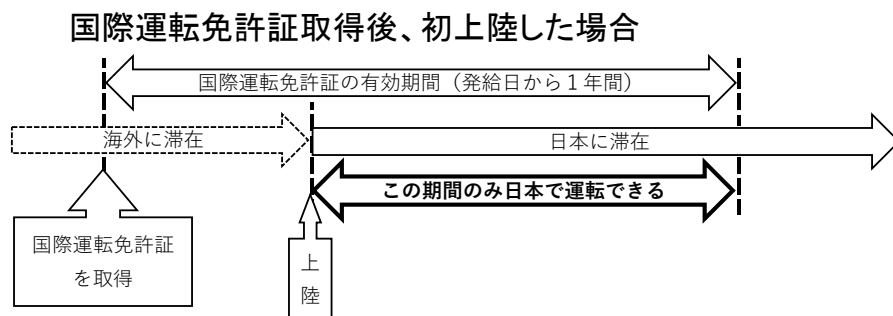
アメリカ合衆国(インディアナ州)

の1地域

国際運転免許証での運転ご注意ください

道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)に基づいて発給された国際運転免許証により日本で運転できる期間は、日本に上陸した日から起算して1年以内でかつ、国際運転免許証の有効期間内(発行の日から起算して1年間)とされています。

そのほかスイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の外国運転免許証をお持ちの方は日本語の翻訳文(政令で定められたもの)を添えて運転することが可能です。ただし、運転可能な期間は上記と同様、日本に上陸した日から起算して1年以内とされています。



道路交通法では、日本に住所を有する方(住民基本台帳に記録されている方)が、出国した日から3ヶ月に満たない期間で日本に再入国した場合、再入国した日は起算日とはなりません。

国際運転免許証の有効期間(発給の日から起算して1年間)が終了し、新たに国際運転免許証を取得し運転する場合、3ヶ月以上の連続した出国期間で取得した国際運転免許証でなければ、日本で運転できませんので注意してください。

